

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 25 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

（1）件名

令和 7 年度島根県介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査業務委託

（2）入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（4）入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （3）島根県税を滞納していない者であること。
- （4）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （5）島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- （7）本社・本店を島根県に有し、過去 5 カ年において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体等と下記の①又は②に類する事務のいずれかについて契約を締結し、履行した実績を有すること。

- ①介護及び障がい福祉人材の実態把握に関するアンケート調査
- ②介護及び障がい福祉事業所を対象とした、対象数 1,500 サンプル以上のアンケート調査

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501
島根県松江市殿町 1 番地（県庁第二分庁舎）
島根県健康福祉部高齢者福祉課介護人材係
電 話 0852-22-6696

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和 7 年 8 月 25 日（月）から 9 月 9 日（火）までの土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で定める休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間に、上記（1）の場所において交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札参加資格確認申請書の提出期限、提出場所等

- ア 提出期限 令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時まで
- イ 提出先 上記（1）の場所
- ウ 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 5 時までに通知する。

(6) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日 時 令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 11 時
- イ 場 所 島根県松江市内中原町 52 島根県職員会館 2 階 展示室

4 その他

(1) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他の島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札は無効とする。

(2) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部高齢者福祉課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。